

広島県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字土居字上土居七六番一地从先から山県郡安芸太田町大字土居字山根一七六八番四地先まで	平成二十五年三月二十五日